

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、社会の一員として健全な社会倫理・価値観を社会と共有しながら、法令・定款・社会規範を遵守し、株主、顧客、従業員とその家族、取引先、債権者などの当社グループの利害関係者(以下「利害関係者」といいます。)と良好な関係を構築するとともに、人々の良質な暮らしの実現のために、他にない技術の提供を通じて、原油・天然ガス生産業をはじめとする流体を扱う多様な産業、航空宇宙、透析医療などの暮らしの根幹分野で創造的な貢献を果たすことを経営の理念とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

当社グループは、意思決定の透明性、公正性を確保するとともに、迅速・果敢な意思決定により、経営の理念を実現することが目指すべきコーポレート・ガバナンスの要諦と考え、次の基本的な考え方に沿って、当社グループの発展段階に適合する最良のコーポレート・ガバナンスの構築に取り組みます。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- ・利害関係者の利益を尊重し、適切に協働します。
- ・当社グループの情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- ・経営の監督と執行の分離の実効化に努めます。
- ・独立社外取締役、独立社外監査役、内部監査人および外部会計監査人との連携による経営の実効的な監督・監査を確保するとともに、業務執行部門が事業の収益性向上に注力できる環境をグループ内に整備します。
- ・中長期的な株主利益を投資方針として有する株主との間で建設的な対話を行ないます。

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本方針の詳細は、「日機装グループのコーポレート・ガバナンス基本方針」(以下「基本方針」といいます。)に定め、当社ホームページに公開しています。

(<https://www.nikkiso.co.jp/company/governance/>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4 - 1 最高経営責任者等の後継者計画】

社長の後継者計画については、当社の中期経営計画「Nikkiso 2025」を含む当社の経営戦略を適切に指導、実践していくリーダーとしての資質、経験、見識を備えた経営者を、先入観を持たず、社内外を問わず選ぶことが肝要ではないかと考えています。当社取締役会は、必要に応じて、後継者計画を必要とする時期の見極めも含めて、適切に監督します。また、取締役会が社長の後継者計画を適切に監督できるよう、社外役員の意見・助言を積極的に活用します。

【補充原則4 - 2 経営者の現金報酬と自社株報酬】

現在、当社は中期経営計画「Nikkiso 2025」を達成するために、堅実な単年度の業績の積み上げが、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上につながるものと考えており、単年度毎に業績・実績等を振り返り、その対価として固定報酬(金銭報酬)を支給することが取締役の職責と貢献意欲を高めるうえで適切であると考えています。

なお、今後はより中長期的な企業価値の向上を見据え、株式報酬型ストックオプションに代わる新たな株式報酬制度の導入を検討します。

【補充原則4 - 3 CEOの選解任手続】

当社では、独立した諮問委員会を設置していませんが、CEOの選任に際しては、事前に独立社外役員にその原案を説明し、その助言を受けたうえで、これを取締役に上程します。

【補充原則4 - 3 CEOの解任手続】

当社では、独立した諮問委員会を設置していませんが、CEOの解任に際しては、事前に独立社外役員にその原案を説明し、その助言を受けたうえで、これを取締役に上程します。

【補充原則4 - 10 独立した諮問委員会の設置】

当社では、独立した諮問委員会を設置していませんが、役員等の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性等を強化するため、次の事項の原案を事前に独立社外役員全員に説明し、適切な関与・助言を得ています。

- ・取締役候補者の指名
- ・社長、その他経営幹部の選任
- ・監査役候補者の指名
- ・取締役の報酬の支給基準等

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中長期の経営戦略として中期経営計画「Nikkiso 2025」(2020年12月期～2025年12月期)を策定し、当社ホームページに公開しています。

(<https://www.nikkiso.co.jp/ir/management/plan.html>)

今後、戦略的・計画的な事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に取り組むとともに、それらの施策に関する株主への一層の説明に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

1. 当社は、取引先等との安定的・長期的な取引関係の構築・業務提携・取引関係強化等の観点から、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、当該取引先等との株式を保有することがあります。
2. 前項に基づき保有する政策保有株式に関し、毎年定期的に、中長期的な経済合理性や、当該取引先等との関係の維持・強化の観点のほか、保有に伴うさまざまな便益やリスクと資本コストとのバランス等を総合的に勘案したうえで、その保有適否等について定期的に検証し、その結果を取締役に報告するものとします。
3. 政策保有株式の議決権の行使については、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念が生じている場合などを除き、取引先等との関係強化に生かす方向で議決権を行使します。
4. 当社は、当社の株式を保有している取引先から株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げません。
5. 当社は、当社の株式を保有している取引先と、経済合理性を欠くような取引は行いません。

(「基本方針」第6条)

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

取締役会は、当社が役員や主要株主等の関連当事者と取引を行なう場合に、当該関連当事者間取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、金額の多寡、取引形態、定性的な重要性に応じて、事前承認などの適切な監視を行ないます。関連当事者間の取引の範囲、具体的な基準および承認手続きは、権限規程その他の社内規程に定めます。(「基本方針」第8条)

また、当社は、会社法に基づき取締役と会社間の利益相反取引について取締役会の事前承認を得ることに加え、「関連当事者の開示に関する会計基準」に基づき当社と役員およびその近親者、主要株主等との取引について開示を行ないます。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、コーポレート部門の部門長等で構成する資産運用委員会において、運用の基本方針や政策的資産構成割合の策定および見直しを行うとともに、その運用状況の評価を実施することとします。(「基本方針」第14条)

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画および本コードの各原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.「基本的な考え方」をご覧ください。

< 中期経営計画「Nikkiso 2025」の概要 >

最終事業年度である2025年12月期には、売上収益 2,500億円、営業利益 200億円の達成を目指します。

【2020年～2022年】

前半の3か年は「事業基盤の強化」を主眼とし、2019年までの中期経営計画「日機装2020」において、将来を見据えて取り組みを始めた技術力の向上と生産体制の再編ならびに国内と海外で一体となったグローバルベースでの事業推進体制の強化を実現します。

【2023年～2025年】

後半の3か年はその成果を結実させる時期と位置付けます。

2. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上を目指す取締役の職責の対価として適切な報酬となるよう、会社業績のほか取締役の役位、職務の内容・執行状況、貢献度を総合的に勘案し決定します。

上記方針に基づき策定した支給基準を独立社外役員に説明し、助言を受けます。それぞれの取締役の報酬の額の決定は、取締役会で代表取締役社長に委任することが決議されることを条件として、代表取締役社長が上記の支給基準等に基づき、個々の実績等を公正に評価し決定します。

3. 取締役会が取締役・監査役候補の選解任を行なうに当たっての方針と手続き

当社の取締役・監査役候補の選解任の方針ならびに手続きは次のとおりです。

なお、当社は現在、独立した諮問委員会を設置していませんが、今後さらに取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置を検討します。

< 取締役の選解任 >

取締役には、当社グループを取り巻く経営環境を俯瞰し、迅速・果断に重要な経営課題に取り組み、成果をあげうる能力を有することに加え、透明・公正で迅速・果断な意思決定による経営理念の実現を支えるコーポレート・ガバナンス体制の構築に尽力できる者を指名します。

取締役候補者の指名と社長、副社長その他の経営陣幹部の選任・解任の手続きについては、事前に独立社外役員にその原案を説明し(特別の利害関係を有する者を除く)、その助言を受けたいと、これを取締役に上程します。

< 監査役の選解任 >

監査役には、業務監査・会計監査の役割を果たすことに加え、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において適切に意見を述べることでできる者を指名します。また、監査役のうち最低1名は財務・会計に関する適切な知見を有している者とします。

監査役候補者の選任・解任の手続きについては、事前に独立社外役員にその原案を説明し(特別の利害関係を有する者を除く)、その助言を受け、さらに監査役会の同意を得たいと、これを取締役に上程します。

4. 取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明

各取締役および監査役候補の指名の理由は、株主総会招集通知等に記載することにより開示します。

2021年3月30日付で就任した取締役および監査役については、当社の第80回定時株主総会招集通知「株主総会参考書類(6ページ～12ページ)」をご覧ください。

(<https://www.nikkiso.co.jp/1f2d741b7b3fee1f0432a27b9032d2e9.pdf>)

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社グループは、グループ経営陣による迅速・果敢な意思決定を促す観点から、経営の監督と執行の分離を実行するため、個別の業務執行に係る権限行使に対する監視体制を整備・充実することを前提に、個別の業務執行権限を関係法令の許容する範囲でグループ経営陣に委譲します。（「基本方針」第17条）

また、当社は、取締役会規程および権限規程等において、当社グループにおける重要性、リスクの総合的な勘案と、適切な金額基準を設けるなどにより、取締役会決議事項を定めています。取締役会は、業務執行部門から提案される経営上の重要な事項の承認と業務執行の監督を行いません。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【独立役員関係】「その他独立役員に関する事項」をご覧ください。

【補充原則4 - 11 取締役会のバランス・多様性および規模に関する考え方】

取締役会の人数は、定款に基づき9名以内とし、そのうち2名以上は独立社外取締役とします。また、取締役会は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有していることを前提に、事業遂行に関わる基本的な価値観を当社グループと共有し、経営理念に共感できる者で構成することを基本として、さらに取締役会の機能の実効性を確保する観点から、多様性に配慮した構成とします。（「基本方針」第21条）

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社は、取締役および監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その者が当社の役員業務を遂行できることに加え、独立社外役員においては当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役・監査役を兼任しないことを原則とします。

兼任状況を記載した事業報告については、当社第80回定時株主総会の招集通知「3. 会社役員に関する事項(30ページ)」をご覧ください。

(<https://www.nikkiso.co.jp/1f2d741b7b3fee1f0432a27b9032d2e9.pdf>)

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性向上の取り組みを通じ、取締役会の監督機能を強化しています。取締役会は、2020年11月から12月にかけて、全取締役・監査役を対象として、取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会の審議状況(とりわけ経営戦略に関する議論)、昨年度の実効性評価で抽出された課題に対する対応、役員トレーニング機会の各項目についてアンケートを行ない、その結果を取締役会で報告・議論し、取締役会全体の実効性に関する評価を行ないました。

< 評価結果の概要 >

すべての設問において全員から肯定的な意見を得ており、当社取締役会の責務と役割を果たすうえにおいて、取締役会の実効性は確保されていると評価します。

また、昨年度の実効性評価を受け、会議資料配布の早期化・資料内容の充実化、役員教育の充実化の諸施策の実施を進めた成果についても、各取締役・監査役から評価されています。

一方、中期経営計画「Nikkiso 2025」の実現に向けて、さらなる実効性を高めるため、社外役員への情報提供・支援の拡充等をはかり、今後、一層の改善に取り組みます。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役トレーニング方針】

当社は、取締役および監査役に求められる責務を適切に果たすため、その役割・責務に必要な知識の習得を支援します。新任役員は、適宜、役員としての基礎的な知識を習得・更新するために所定の研修を受講し、重任の役員は、経営戦略、財務、会計、人事、組織等に関する所定の研修を受講します。また、年に数回開催する執行役員を含む全役員が参加する執行役員会において、当社の経営、業務執行に係る会計制度、人事制度、コンプライアンス、インサイダー取引等の制度に関する研修や経営戦略に係る研修を実施します。（「基本方針」第27条）

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話全般については、IRを担当する部門長またはIR担当取締役が統括します。

IR担当部門長等は、株主との対話に必要な有益な情報を多く保有するIR担当部門と総務、経理、法務、人事を担当する部門とが緊密に連携することで、部門間の情報遮断を受けずに、適時適切に必要な有益な情報を提供するように努めます。また、株主から当社が受領する有益な情報・意見・助言は、IR担当部門長等から経営トップおよび取締役会へ定期的に報告します。

さらに、インサイダー情報は、「内部情報管理規程」に基づき経営企画部で一元的に登録・管理します。IR担当部門長等は、登録情報にアクセスすることにより、対話時点でのインサイダー情報の登録状況を確認でき、株主との対話に際して意図しないインサイダー情報の漏えいを防止する仕組みを維持するとともに、決算発表前は「沈黙期間」を設定し投資家との対話を制限します。

代表取締役社長および担当役員が出席するアナリスト、機関投資家向けの説明会を適宜開催するとともに、合理的な範囲内で機関投資家等との面談、電話取材に応じます。個人投資家からの問い合わせには、わかりやすい言葉での丁寧な説明に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,996,100	7.01
日機装持株会	2,825,157	3.96
株式会社みずほ銀行	2,500,000	3.50
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,290,000	3.21
三井住友海上火災保険株式会社	1,966,000	2.75
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,863,500	2.61
日機装従業員持株会	1,804,834	2.53
富国生命保険相互会社	1,700,000	2.38

日本生命保険相互会社	1,650,000	2.31
株式会社三菱UFJ銀行	1,622,735	2.27

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

- 割合は、自己株式3,038,263株を控除して計算しています。
- 当社は、自己株式3,038,263株を所有していますが、上記大株主から除いています。
- 株式会社三菱UFJファイナンシャル・グループ(共同所有者4社)から2020年7月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2020年6月29日(報告義務発生日)現在で次のとおり株式を所有している旨の記載がありますが、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

氏名又は名称	所有株式数	割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	1,622,735	2.18
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,035,700	1.39
三菱UFJ国際投信株式会社	581,600	0.78
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	466,767	0.63
(計)	3,706,802	4.99

- 三井住友信託銀行株式会社および共同所有者2社から2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、2020年7月15日(報告義務発生日)現在で次のとおり株式を所有している旨の記載がありますが、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

氏名又は名称	所有株式数	割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	1,404,000	1.89
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	2,433,100	3.28
日興アセットマネジメント株式会社	775,100	1.04
(計)	4,612,200	6.21

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
広瀬 晴子	その他													
中久保 満昭	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
広瀬 晴子			<p>広瀬晴子氏は、国際連合において人事、財務、工業開発などに功績を残し、また世界的に活躍する人材を育成する活動に尽力するなど、豊富な国際経験や人材育成に関する高い見識を有しており、当社の経営に対して指導・助言を行なうことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、経営の監督を行なうことができると判断したためです。</p> <p>なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準(【独立役員関係】「その他独立に関する事項」欄をご参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。</p>

中久保 満昭		中久保満昭氏は、弁護士としての豊富な経験と国内外の法規制および労務問題、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等に関する高い見識を有しており、当社の経営に対して指導・助言を行なうことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、経営の監督を行なうことができると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準（「独立役員関係」「その他独立に関する事項」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
--------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と外部会計監査人は定期的に会合を持ち、監査役は外部会計監査人の監査体制、監査計画、監査実施状況などを確認しています。日常の監査においても、必要に応じ、適宜情報交換、意見交換を行なっています。また、監査役と当社内部監査部門である内部監査室は、定期的また随時打ち合わせを行ない、監査計画、監査スケジュール、監査対象などの確認、調整を行なっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
棟田 裕幸	公認会計士														
福田 順子	その他														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
棟田 裕幸			棟田裕幸氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と財務・会計および企業経営に関する高い見識を有しており、当社の経営に対して適切に指導・助言を行なうことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、取締役の職務の執行を監督できると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準（「独立役員関係」「その他独立に関する事項」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。
福田 順子			福田順子氏は、大学教授としての豊富な経験と経営学およびマーケティング、流通論に関する高い見識を有するほか、環境保全・地域振興を推進する各種団体の要職を務めるなど、経営・ESGに関して幅広い見識を有しており、当社の経営に対して適切に指導・助言を行なうことができること。また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、取締役の職務の執行を監督できると判断したためです。 なお、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準（「独立役員関係」「その他独立に関する事項」欄をご参照）を満たしていることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の「独立性判断基準」を以下のとおり定めており、当該資格を充たす社外役員の全員を独立役員に指定しています。

【当社の独立役員の独立性判断基準】

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を採用します。同基準の解釈・適用にあたっては、当社の業務執行から独立して客観的かつ専門的な立場から、経営の監督または当社取締役の意思決定と職務執行を監督する役割を十分に果たすことを可能とするため、当社との間に社外役員としての関係以外に、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係がなく、株主と利益相反が生じるおそれがないか否かを実質的に判断します。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

1. スtockオプション制度

当社は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をいっそう強め、取締役が株価上昇による経済的利益のみならず株価下落による損失までも株主と共有することで、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とし、2012年6月26日開催の第71回定時株主総会において、中長期業績連動報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度（2014年6月25日開催の第73回定時株主総会で一部改定）を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明 更新

1. スtockオプション制度

近時の市場環境、事業環境、株価状況等を総合的に勘案した結果、現在は運用（新株予約権の新規発行）を取り止めています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

事業報告において、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しています。2020年度にかかる役員区分ごとの報酬等の総額は以下のとおりです。

- ・取締役 9名:総額167百万円(基本報酬102百万円、賞与65百万円)
- ・監査役 5名:総額 45百万円(基本報酬のみ)
- うち社外役員 4名:総額33百万円(基本報酬のみ)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1 情報開示の充実】の2.「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き」をご覧ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対するサポート体制の概要は次のとおりです。

- ・取締役会・監査役会の年間審議主要項目・開催日時の計画を期初に通知
- ・社内規程、制度の説明
- ・会議案件・資料の事前説明
- ・サポートを担当する当社従業員(監査役室・経営企画部・秘書室・経理部)を配置

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 取締役会

取締役会は、効率かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を通じて、当社グループを持続的に成長させ、中長期的な企業価値の最大化を実現するため、次の役割を担います。

- ・経営戦略等の経営の大きな方向性を示すこと
- ・迅速・果断な経営判断を支える社内体制を整備すること
- ・経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保すること

現在、取締役会は7名の取締役(うち社外取締役は2名)で構成しています。

原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、また迅速で効率的な意思決定を行なう観点から随時書面決議を行なっています。個別の業務執行はできるかぎり執行部門に委譲することで、迅速・果断な意思決定を支えるとともに、取締役会が上記の役割に専念できる環境を整えています。今後も経営の監督と執行の分離の観点から、取締役会付議基準の最適化を進める方針です。

(2) 執行役員制度、部門・事業本部制

当社は、迅速・果断な意思決定を行なえる社内体制を構築すべく、執行役員制度および部門・事業本部制を採用しています。社長、事業部門・コーポレート部門を管掌する執行役員、本部長等によって構成される経営会議を設置し、取締役会付議事項を含む重要な業務執行について審議を行ないます。

業務執行を統括する組織として、工業部門、航空部門、医療部門、コーポレート部門を設置しています。また、当社は多様な事業を手がけることから、部門の傘下に事業本部を設置することで、各事業と市場に精通した業務執行者に当該事業を委ね、市場に近いところで迅速な意思決定ができるようにしています。

現在は、産業用ポンプ・システム、液化ガス・産業ガス関連機器・装置、発電プラント向け水質調整装置、電子部品製造関連装置等を主要な製品とするインダストリアル事業本部、民間航空機向け炭素繊維強化樹脂(CFRP)成型品を主要な製品とする航空宇宙事業本部、血液

透析、腹膜透析、CRRT(急性血液浄化療法)関連製品、空間除菌消臭装置(エアロピュア)、オゾン水手洗い装置(ハンドレックス)、空調設備向け除菌・消臭ユニット(エアロピュア・ダクト)等を主要な製品とするメディカル事業本部の3つの事業本部を設けています。

(3) 監査役および監査役会

監査役・監査役会は、取締役・取締役会から独立した立場で、取締役・取締役会がその責務として職務を適法・適切に果たすことを監査することが主な責務です。現在、監査役会は4名の監査役(うち社外監査役は2名)で構成しています。原則として、毎月1回定例の監査役会を開催し、監査方針、各監査役の業務分担、具体的実施事項、監査役の監査報告の聴取、取締役・執行役員等からの業務執行状況の聴取等を行ない、適宜、その結果を取締役に報告しています。

また、定例の監査役会には、社外取締役2名も同席し、取締役会付議事項や業務執行等に関わる情報を共有し、意見を交換します。監査役は、取締役会において、また経営陣に対して適切に意見を述べています。

(4) 外部会計監査人監査

取締役会は、外部会計監査人による高品質な会計監査を確保するため、十分な監査時間の確保および外部会計監査人の当社経営陣幹部との面談等の確保に努めています。また、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合、財務を担当する取締役はこれを直ちに代表取締役社長および独立社外役員に報告するとともに、指摘を受けた事項を検証し、必要に応じ検証結果を適時適切に開示します。現在、会計監査について有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、決算時の監査および必要に応じて適宜会計全般に関する助言を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、意思決定の透明性、公正性を確保(1)するとともに、迅速・果断な意思決定(2)により、経営の理念を実現することが目指すべきコーポレート・ガバナンスの要諦と考え、監査役会設置会社の制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることに努めています。

- (1) 透明・公正な意思決定を実現するため、自ら監査を行なう常勤の監査役と独立社外役員、内部監査部門・外部会計監査人の連携による経営の実効的な監督・監査の体制を整備・充実させます。
- (2) 迅速・果断な意思決定を実現するため、関係法令の許容する範囲内で個別の意思決定権限を取締役会から執行部門に委譲します。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるように、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めています。2021年3月30日開催の当社第80回定時株主総会にかかる招集通知は2021年3月10日付で発送しており、発送前に株式会社東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページにより招集通知を公開します(本年の公開日は3月1日)。
電磁的方法による議決権の行使	株主の議決権行使を容易にするため、2003年から、インターネットによる議決権行使の方法を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家の議案検討期間を拡大し、議決権行使の環境を改善するため、2007年から、議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の要約を英文で作成し、株式会社東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページのグローバルサイトに公開しています。
その他	株主総会に出席する株主の理解を助けるため、ナレーションと映像を使い事業報告・計算書類の説明を行ないます。他方、対処すべき課題については、代表取締役社長自ら出席株主に対して説明しています。また、株主総会終了後に工場見学会等を開催しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長および担当役員が出席して、年2回、アナリスト、機関投資家向けの説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、臨時報告書、招集通知、決算短信、決算説明会資料、財務諸指標の推移などを積極的に当社ホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「基本方針」および「日機装グループ グローバル行動規範」を定め、当社グループがコンプライアンスを常に尊重し、社会的責任を果たし続けるために、役職員の一人ひとりが誠実に実践することを通じて、ステークホルダーから信頼される企業グループを目指します。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>【環境保全活動】</p> <ol style="list-style-type: none"> 温室効果ガス総排出量の削減、廃棄物のリユース・リサイクル率の向上に向けての継続的活動を実施しています。 石川県の金沢製作所では、金沢テクノパークで操業する企業とともに春と秋の年2回、森づくり活動を行っています。 <p>【CSR活動】(研究・文化支援活動)</p> <ol style="list-style-type: none"> 公益財団法人「宗桂会」(そうけいかい)の活動を通して、金沢の伝統工芸「加賀象嵌(ぞうがん)」の保存・普及の支援を行なっています。 一般財団法人「一樹(いちじゅ)工業技術奨励会」を通して、工業技術の進歩・発展に貢献する目的で、国内外の大学、研究機関、学術研究者、学生等の有意義な研究に対して助成を行なっています。

<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会は、会社法その他の適用のある法令に基づき、当社グループのリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示します。 2. 取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の法令ならびに金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示します。 3. 前2項にかかわらず、当社の経営や事業に対する、中長期的な投資方針を有する株主をはじめとする利害関係者の理解を深めるために有益と当社が判断する財務および業務に関する事項の開示についても、適切に取り組んでいます。
<p>その他</p>	<p>当社グループは、グループ内の異なる経験、技能、属性を反映した多様な視点や価値観の存在が持続的成長を達成する強みになるとの認識のもと、今後も積極的に、女性の活躍の促進をはじめ、多様な人材が適材適所で活躍できる環境の構築に努めます。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に準拠し、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、これを運用しています。

・グループ内部統制

当社は、当社グループが社会の一員として健全な社会倫理・価値観を共有し、法令・定款・社会規範を遵守して、ステークホルダーとの良好な関係を構築するとともに、人々の良質な暮らしの実現のために、暮らしの根幹分野で創造的な貢献を果たすことを企業理念とする。この企業理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、当社グループの内部統制体制を整備する。

1. 当社および当社子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、内部統制担当の取締役を委員長、部門長、本部長等を委員とする全社的な「内部統制委員会」を組織し、次のとおり、当社グループのコンプライアンス体制を整備する。

「内部統制委員会」に「コンプライアンス担当委員」を置き、当社グループにおけるコンプライアンスを徹底するための諸施策の策定・実施について中心的役割を果たす。部門長、本部長等は「コンプライアンス統括責任者」となり、自ら統括する部門等における前記諸施策の実施につき権限を有し、責任を負う。さらに、「内部統制委員会」のもとに、実務組織として「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループにおける「コンプライアンス・プログラム」の推進および啓蒙活動を実施するとともに、重大なコンプライアンス違反が発生した場合の有事対応を支援する。

当社グループの役職員が企業人としての良心にしたがい、社会へ貢献するために守るべき基本的な事項を定めた「日機装グループ グローバル行動規範」(以下「グループ行動規範」という。)を制定する。「グループ行動規範」を定着させるため、当社グループ内でコンプライアンス研修を継続的に実施し、遵守状況を定期的に検証する。

透明で公正なグループ経営を目指し、当社グループの従業員が、当社グループにおける法令違反等の事実を発見した場合に、直接、匿名または実名で、社外の弁護士等の専門家に通報できる「内部通報制度」を国内外で整備する。

(2) 当社は、社長直轄の内部統制室を設け、内部統制体制の維持、発展を推進する。

(3) 当社は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として社長直轄の内部監査室を置き、当社のみならず、当社子会社をも対象とした内部監査の基本方針の作成、年間監査計画の策定、実施等を行なう。

(4) 当社の取締役が、他の取締役の法令、定款の違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会に報告するよう徹底する。

(5) 当社は、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない、当社の業務執行から独立した客観的かつ専門的な立場を有する社外取締役および社外監査役により、経営の意思決定・業務執行を監督・監査する体制を強化する。

(6) 当社は、取締役会規程、権限規程等において、取締役会の承認を得なければならない事項を定め、各業務執行者が独断で業務を決定・執行できない体制を維持する。さらに社長は、コンプライアンス体制に関する事項を含め、取締役会に対して、定期的に業務執行報告を実施する。また、海外子会社の会計処理にも専門性を発揮できる外部会計監査人を選任し、緊密な情報交換のもとに適正な会計処理ができる体制を維持する。

(7) 当社は、「内部統制委員会」の活動として、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保する体制を整備、運用し、評価する。

(8) 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求は毅然とした態度で拒絶するとともに、反社会的勢力の排除に向けて組織的に取り組む。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録(それぞれの電磁的記録を含む。)は、法令および社内関連規程に基づき、適切に作成し、保存する。

(2) 社長を最終決裁者とする社長決裁伺書は、権限規程および社長決裁細則に基づき、発議部署において、原本またはその電磁的記録により、決裁または報告の日から所定の期間保存する。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「内部統制委員会」に「リスク管理担当委員」を置き、リスク管理を徹底するための諸施策の策定・実施について中心的役割を果たす。部門長、本部長等は「リスク管理統括責任者」となり、自ら統括する部門等における前記諸施策の実施につき権限を有し、責任を負う。さらに「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、当社グループにおける「リスク管理・プログラム」の推進および啓蒙活動を実施するとともに、重大なリスク事象が発生した場合の有事対応を支援する。

(2) 当社は、当社グループに関わる災害リスク、製造物責任リスク、与信リスク、インサイダー取引リスク、不正輸出リスク、個人情報漏洩リスク等の個別のリスクを管理する実効性のある規程・体制を整備する。

(3) 当社は、不測の事態が発生した場合には、社長または担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部専門家の助力を得て、迅速な対応を行ない、損害の拡大を最小限にとどめる体制を維持する。また、開示を必要とする事項については、適時かつ正確に開示できる体制を維持する。緊急事態の発生時のために、全社緊急連絡網を維持する。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 当社は、法令に定める事項その他の重要な業務執行を審議するため、取締役会を原則として月1回、さらに必要に応じて随時開催する。機能的に経営に関する意思決定を行ない、これを執行するため、部門・事業本部制を維持する。部門のそれぞれに、その業務の執行について責任を負う部門長を任命するとともに、部門傘下の本部のそれぞれに、その業務の執行について責任を負う本部長を任命する体制を維持する。
- (2) 当社は、当社グループの中期経営計画に基づき、各本部で每期作成する業務計画において、それぞれの事業運営上の課題、目標、指標を明確にする体制を維持する。さらに、各本部での方針管理のもとに展開し、達成に向けて、業務計画を具体化する。当社子会社は、業務執行にあたって、所属本部の業務計画を反映した独自の業務計画を作成し、目標の達成度の管理を行なう。各業務計画は、四半期ごとに、社長および取締役等によって構成される審議会において、各本部との間で、進捗状況を検証する体制を維持する。
- (3) 当社は、経営方針・経営戦略に係る重要事項の決定については、取締役会の審議を経ることに加えて、権限規程に基づき事前に社長、事業部門・コーポレート部門を管掌する執行役員、本部長等によって構成される経営会議における審議を経る体制を維持する。
- (4) 当社は、社長を最終決裁者とする事項と、部門長・本部長に権限委譲する事項、当社が決裁すべき事項と当社子会社に権限委譲する事項を明確に区分し、統制のとれた効率的で迅速な意思決定と業務執行を確保する。部門長・本部長、当社子会社社長は、当社社長から権限委譲された事項の執行について、さらに下位に職務権限を委譲し、意思決定と業務執行の効率性と迅速性を加速させる。
- (5) 財務上の主要情報は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化し、当社の社長、取締役、部門長および本部長が現状を把握することができる体制を維持し、さらに強化する。

5. その他の当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役会規程および権限規程により、子会社の経営に関して当社の決裁・報告を要する事項およびその決裁者・報告先を明確にする。
- (2) 当社子会社の業務に対しても、当社の監査役、内部監査室および外部会計監査人による監査を計画的に実施する。

・監査役監査を支える体制

当社は監査役会設置会社として、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役監査を支える体制を整備する。

1. 監査役職務を補助すべき従業員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役職務を補助するため、監査役室を設置する。
- (2) 監査役室に所属する監査役職務を補助する従業員（以下「監査役職務補助従業員」という。）は、監査役が指示した業務については監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (3) 監査役職務補助従業員の人事異動・人事評価等については、監査役の同意を要する。
- (4) 監査役職務補助従業員は、監査役の監査の実効性を確保する観点から、当社グループの事業、財務、会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者とする。

2. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の部門長、本部長、当社子会社社長が当社社長あてに定期的に行なう業務報告（業務の執行状況、コンプライアンス、リスク管理に関する事項を含む。）は、常時常勤監査役に対しても配信する体制を維持する。また、監査役がいつでも必要に応じて当社の取締役および従業員に対して報告を求めることができる体制を維持する。
- (2) 監査役と当社子会社の監査役等が出席する「監査役連絡会」において、当社子会社の事業、コンプライアンスの状況等を当社監査役に定期的に報告する体制を維持する。
- (3) 監査役が、外部会計監査人、内部監査室と適宜協議を行ない、当社子会社の監査情報の共有を促進する体制を維持する。
- (4) 監査役へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止するとともに、これを当社グループに周知徹底する。

3. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なものでない認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

4. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役が、実効的に監査機能を果たすのに十分な経営情報を入手できるよう、主要な会議（経営会議等）を含む任意の会議に出席できる体制を維持する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では内部統制基本方針にて、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求は毅然とした態度で拒絶するとともに、反社会的勢力排除に向けて組織的に取り組んでいます。

コンプライアンス規程においては、代表取締役社長を最高責任者として、コンプライアンスの徹底を図るための体制等を確立しています。また、反社会的勢力排除に関する内容を含む「日機装グループ グローバル行動規範」を周知徹底の上、役職員が遵守を誓約しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

更新

【株式会社の支配に関する基本方針の内容】

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の向上と株主共同の利益を確保するため、株式市場における自由かつ公正な取引を通じて構成される株主の意思に基づき決定されるべきと考えています。

なお、現在当社は買収防衛策を導入していません。

【当社の取り組みの具体的内容】

- (1) 当社は、2025年12月期を最終事業年度とする6ヵ年の中期経営計画「Nikkiso 2025」および当社グループの企業統治に関する基本方針を掲げた「日機装グループのコーポレート・ガバナンス基本方針」の着実な遂行・実施により、中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益の維持・向上に努めます。
- (2) 短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生じる場合など、当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれるおそれのある行為に対しては、当社は企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から、金融商品取引法など関係する法令に従い、当社株式の大量取得行為等については是非を株主が適切に判断するために必要かつ十分な情報の開示を求めるとともに、その検討のために必要な時間の確保に努めます。また、仮に、当社取締役会が大量取得者等による当社株式の大量取得行為等が当社の企業価値・株主共同の利益に反すると判断する場合にはこれを防ぐべく、関係法令によって許容される合理的な対抗措置を講じます。
なお、大量取得者等に対する対抗措置に係る当社取締役会の判断が恣意的になることを防止するため、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない、独立社外取締役を2名以上選任します。

【当社の取り組みに対する取締役会の判断とその理由】

当社取締役会は、前記の取り組みについて、合理的かつ妥当な内容であって、前記の基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止するとともに、有価証券上場規程に基づいて適時開示を適切に行なうことにより、証券市場の信頼を確保することを目的として、「内部情報管理規程」を制定し、概要は次のとおり、内部者取引規制上の重要事実および適時開示に該当すべき情報(以下「本情報」といいます。)を網羅的、包括的に管理しています。

- (1) 本情報の管理責任者を設置

本情報の管理責任者として、「情報管理担当者」および「情報統括責任者」を設置します。

- (2) 「情報管理担当者」の権限等

「情報管理担当者」は、自己の担当事業・業務につき、本情報を早い段階で網羅的に把握し、「情報統括責任者」へ報告し、その後これを一元的に管理する責務を負います。

「情報管理担当者」には、原則として、部門長、本部長がその任に当たります。

- (3) 「情報統括責任者」の権限等

「情報統括責任者」は、本情報の「判定」「登録」「管理開始決定」「管理解除決定」「適時開示決定」等を行なう責務を負い、本情報を統括して管理します。

「情報統括責任者」には、社長が指名する者がその任に当たります。

- (4) 適時開示の責任部署

適時開示項目に応じて、経理部、経営企画部および総務部が開示の責任部署となります。

適時開示の責任部署は、適時開示項目に応じて、本情報の公表の要否等に関する、取締役会および「情報統括責任者」の決定に従い、適時開示を実施します。

<コーポレート・ガバナンス体制図> (2021年4月1日現在)

